

# 労働安全衛生関係法令における主な化学物質管理の体系

H25.10時点

特別の規制のない化学物質も含む全ての化学物質を対象として、危険有害性及びリスクの程度に応じたリスク低減措置のあり方について検討すべきではないか

規制の程度

